

規制シート(様式)

170196101830001

平成30年1月25日

規制の名称	我が国酪農の競争力強化のための見直し	所管府省	農林水産省
根拠法令等	畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律183号) *環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)により、「畜産物の価格安定に関する法律」から改称。	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	生産局牛乳乳製品課長 水野秀信
規制目的	主要な畜産物について、価格の安定又は生産者補給交付金等の交付に関する措置を講ずることにより、畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与すること		
規制内容の概要	生乳取引は、その95%が生産者からJA(単位農協)、農協連等を通じて全国10(北海道及び沖縄を含む)の指定生乳生産者団体(指定団体)に全量委託される方式(指定団体制度)で行われている。委託された生乳は、指定団体が一括して各乳業メーカー等と交渉し、年度ごとの用途別単価及び生乳の納入先がそれぞれ決められる。 また、指定団体は、自らが主体となって実施する計画生産に参画した生産者だけに支給される補助金(補給金)の受け皿としての役割も担っている。各生産者に支払われる乳代は、その属する指定団体が受け取る用途別販売乳代の合計を平均した単価(プール乳価)に補給金を加えて計算されるため、同一指定団体下の生産者は基本的に同一の基準単価によって計算された乳代を受け取る。(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号。以下「暫定措置法」という。)において規定。)	関連する予算	加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付(平成30年度予算363億円)
規制の最近の改廃経緯	農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日 農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、これまで、指定生乳生産者団体を通じて生乳を委託販売する生産者のみを対象としていた生産者補給交付金等について、その交付対象を拡大し、生乳を計画的に加工に仕向ける全ての事業者に交付することができるように変更(暫定措置法に規定されている措置について、恒久措置として畜産経営の安定に関する法律に規定し、平成30年に改正法が施行)	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	- (平成30年度施行の畜産経営の安定に関する法律により規制を改革済)	規制の維持、改革又は新設の別	- (平成30年度施行の畜産経営の安定に関する法律により規制を改革済)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	- (平成30年度施行の畜産経営の安定に関する法律により規制を改革済)		
見直し条項	畜産経営の安定に関する法律附則第11条		
次の見直し時期	2022年度		